

裁判員制度は少年事件において効果的か

中目 蓮美

- 1 はじめに
- 2 裁判員制度について
- 3 メリット
- 4 デメリット
- 5 自説
- 6 結論

1 はじめに

日本では少年の逆送事件に対して、少年法の保護処分の対象年齢であっても裁判員裁判を開くことができる制度をとっている。¹では実際これは本当に効果的であるのだろうか。

この疑問を持った理由は、私が履修する少年法ゼミでこの内容についてグループディスカッションを行い、様々な意見が出たからである。少年の心理的面、プライバシー保護の観点や社会的効果、少年法の理念と照らし合わせた意見など、賛成・反対どちらの意見も多く考えることができた。ゼミで扱う他の議題では、私は常に賛成か反対のどちらかに最終的な判断をし、自分の意見を持つことができていた。しかし、この議題に関しては判断しきれないまま終わってしまい、自分の中で引っかかったままになってしまっていた。

そのため私は今回、本稿を書くことでもう一度少年事件の裁判員制度について考え直し、自分の中で結論を出していきたい。

¹ 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。(少年法 20 条 1 項)逆送となると通常の成人と同様に公開された法廷で裁判が行われ、強盗致傷、殺人等の事件であった場合裁判員制度対象となる。

2 裁判員制度について

ではまず、裁判員制度とはどのようなものなのか。裁判員制度は2009（平成21年）に導入された制度であり、司法制度改革の一環として始まったものである。国際化等による社会の変化に見合った国を支える司法制度になるため、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を目指すことにしたのである。具体的に「3本の柱」が設けられ、「1. 国民の期待に応える司法制度の構築」「2. 司法制度を支える法曹の在り方」「3. 国民的基盤の確立」²となり、この3つ目の柱が国民参加の裁判員制度導入の内容を示している。裁判員制度により裁判の迅速化に加え、市民の良識が刑事裁判に反映されることや参加することで国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

対象となる事件は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項）、そして裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（同法2条2項）であり、上記脚注にも示したが少年の逆走事件がこれに値する場合も裁判員制度の対象事件となる。裁判員の選任資格は、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする（同法13条）としているため、2022年4月1日からは18歳以上の者から選任されている。このような裁判員制度の目的や概要がわかったところで、少年事件に採用した場合のメリット・デメリットについて検討していく。

3 メリット

少年事件において裁判員制度を行うメリットは大きく2つある。1つ目は、一般市民の経験や社会常識を審理に反映できるということである。少年事件の審判は法的な知識だけでなく、少年の生い立ちや周囲の環境、更正の可能性など様々な側面から検討し必要な処遇を受けることが必要となる。専門的な知識をもつ裁判官、そして裁判官と異なる視点を持つ一般市民の両方が参加することでより多様で適正な判断をすることができるのである。そしてこの健全な社会常識の反映は裁判員制度本来の目的を果たすことにも繋がっていくことがわかる。2つ目は、裁判員として参加することで国民が少年事件や司法への理解、信頼が高まるということである。裁判員になり、実際の少年事件の処遇や保護処分等の決定、少年更生へのプロセスに関わることで、今まで関わりのなかった司法という世界が、1つの経験、知識として自分の中に加わっていく。それにより興味を持つまではいかなくとも、理解し実

² 法務省「司法制度改革について」（2024年1月16日閲覧）

https://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa18.html

際に参加したことによる信頼が生まれるのではないかと考えた。実際に、令和 4 年度に実施した『裁判員等経験者に対するアンケート 調査結果報告書』³によると「裁判員として裁判に参加した感想」という質問に対し 96.3%の人がよい経験と感じたと答えている。他にも裁判所の対応に対する全体的な印象や評議における議論の充実度もよかったと回答する方が多く、この裁判員制度に参加することでプラスの印象を持って終わることができているというデータが出ているのである。そしてあまり関わりの少ない少年事件の裁判に参加することで、一般的に周知されていない少年法に触れることもでき関心も得ることができるのである。そしてこちらも、裁判員法第 1 条に記載のある「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」という裁判員制度の趣旨の目的達成をより確かなものに行っているということがわかる。

4 デメリット

では、反対にデメリットにはどのようなものがあるか。1つ目は少年への配慮という点がある。裁判員制度では裁判官 3 名、裁判員 6 名の 9 名から公開法廷にて壇上から見下ろされた状態で審理を進めていく。この状態で少年は萎縮することなく自分の満足いく弁明をすることか可能なのだろうか。通常の大人数であっても、緊張しうまく話すことが難しくなる場であることを考えると少年はそれ以上に圧を感じていると言ってもよいだろう。少年法 22 条 1 項には審判の方針として「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」と定めているが、裁判員制度をとった公開法廷でこの環境は維持できているかと言われるとできていないと感じる。そのため現在の裁判員制度を少年審判に導入するとこのように、少年法で重視すべき項目を壊してしまう危険性がある。2つ目は保護処分相当性の判断が可能かという点である。少年審判では少年に罰を与えるのではなく、更正の余地を与えて保護することを前提にまず頭に置いて判断できるかが鍵になる。これを裁判ましてや少年審判に初めて関わる人は理解できるだろうか。被害者に過剰に感情移入することなく冷静に判断できるだろうか。全員ができないとは言えないが、加害少年に憤りを感じ重い罰を科せてやろうと考える者もいるかもしれない。中には少年だからなんて関係ない、罪は罪だからと成人と同等の罰を受けるべきと言う人もいるだろう。そうすると、この少年法は意味を成さない。保護主義という独自の理念がある少年法を無視していることになり、理念から外れた決定がされてしまう可能性もある。これを防ぐためにも少年法の知識があまりない市民を少年審

³ 裁判員制度「裁判員等経験者に対するアンケート 調査結果報告書 令和 4 年度」

<https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2023/r4-a-1.pdf>

(2024 年 1 月 16 日閲覧)

判の裁判員にすることはとてもリスクがあるといえる。

5 自説

ここまでメリットとデメリットをあげて検討してきたが、これらを踏まえて考えた自説を唱えたい。私は、裁判員制度は少年事件において効果的ではないと考える。これは少年法の理念と裁判員制度の目的の違いという観点から、私は最終的にこの結論を出した。少年法は少年の健全育成、成長を守る保護主義を理念としており、そのため少年審判では少年の生い立ちから現在までの記録が細かく記された社会記録という特有の記録を用いて判断している。少年は一人一人違うことからこの社会記録は処遇決定に非常に重要な役割を担っており、この中身を適当にかいつまんで判断するのではなく全体を把握して最善の処遇を見つけなければならないのである。ところが裁判員制度では、国民に司法を身近に感じてもらうことや、選ばれた裁判員の負担を軽くするためにわかりやすくコンパクトな立証が求められる。では、これを少年事件の裁判に持ち込んだらどうなるのか。社会記録全体を読むという行為は非常に負担がかかり大変なため、なるべく必要な箇所だけ絞ろうとしてしまう。しかし、もしもその見落としした所に重要な判断材料があったとしたら、その少年の審判は本当に適切なものになっていると言えるのだろうか。私は言えないと考えた。少年審判における裁判員制度は国民にわかりやすく、迅速な裁判にしようという目的の方が重要視しているように感じてしまう。そのほかにも、少ない記録から少年がどう思っているか理解することは難しいため、少年心理に詳しい知識を持つ専門家なども入り発言してもらうことも適切な処遇決定に繋がると思うが、未だ特に実施はない。やはり多くの判断材料を元に決定する少年審判と迅速でわかりやすくしようとする裁判員制度は衝突していると感じる。少年の可塑性を信じ、将来更正できるように今少年に何ができるか、何をすべきか決める少年のための場をわざわざ市民の司法理解の場に結びつける必要はないのではと考える。私はこの2つのうちどちらを重要視すべきか天秤にかけた場合、じっくり少年の未来について深く考えて判断することの方が大事だと思った。裁判員制度は国民が司法に触れる場として貴重であり素晴らしいものだと思う、しかしそれは少年事件ではない通常の成人の刑事事件においてのみ行うべきである。保護主義をとる少年法が絡むことで、有罪か無罪かというだけではないその先の判断まで必要だということを知るべきだろう。

6. 結論

本稿を通して、裁判員制度は少年事件において効果的かという議題にもう一度取り組み、最終的に効果はないという結論を出すことができた。裁判員制度の目的を知り、自分が学ぶ

少年法と照らし合わせてみることで、軋轢が生じる部分が見えてきたため、迷ったら始めからもう一度考え直すことで新たに見えることもあるのだと学んだ。裁判員制度は重要な制度であると思う、しかしそれを少年審判でも実施することで少年法が死文化してしまうようなのであれば、少年審判ではやるべきではない。少年法も守り、裁判員制度も続けていくためにはこの 2 つを無理に衝突させるような、少年事件における裁判員制度は続けるべきではないと考えた。